

市報すいた「みんなのコレ見て」募集要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市報すいたが、より市民に親しまれるために設置した「みんなのコレ見て」コーナーに掲載する投稿作品の募集について、必要な事項を定めるものです。

(定義)

第2条 この要領において「市民等」とは、吹田市に在住・在勤・在学している者をいう。

2 この要領において「投稿者」とは、「みんなのコレ見て」に自身が撮影・制作した写真・作品を投稿する者をいう。

3 この要領において「投稿作品」とは、「みんなのコレ見て」に投稿者が投稿した写真・作品をいう。

(投稿者の対象)

第3条 市民等。ただし、18歳未満は保護者の同意のうえで申し込むものとする。

(投稿作品)

第4条 過去1年以内に投稿者が吹田市内で撮影した子供やペットの写真、市内の風景、食べ物、動植物、イベントなどの写真。

2 投稿者が制作したイラストや手芸、習字などの作品。ただし、エッセイなど文章のみの作品は不可とする。

3 原則、投稿作品はデータで投稿するものとする。データがない作品などは、デジタルカメラなどで撮影するなどし、データ化して投稿するものとする。ただし、A3サイズ以内の平面作品のみ現物の投稿も可能とする。

(投稿者の責務)

第5条 投稿者は自身の投稿作品について一切の責務を負うものとする。

2 投稿者は自身の投稿作品に個人の情報がある場合は当人の同意を得る。

3 投稿者は自身の投稿作品が第三者の権利を侵害するものではないことを市に保証する。

4 投稿者は自身の投稿作品によって生じたいかなるトラブル・損害も投稿者の責任及び負担によって解決する。

(欠格事項)

第6条 次の各号のいずれかに該当する投稿作品は掲載不可とする。

(1)著作権・肖像権・プライバシーなど第三者の権利を侵害しているもの、またはその恐れがあるもの。

(2)法令などに違反するもの、犯罪行為に結びつくもの、またはその恐れのあるもの。

(3)政治・宗教団体、営利目的のもの、公序良俗に反するもの、またはその恐れのあるもの。

(4)立ち入り禁止、撮影禁止場所で撮影したもの。

- (5) コンテストなどに応募済のもの。
- (6) 手ぶれ、ピンぼけなど被写体がはっきり分からないもの。
- (7) 前各号のほか、掲載にふさわしくないと市が判断したもの。

(掲載の決定)

第 7 条 掲載を決定した投稿作品は、市から投稿者に連絡をする。

(掲載の取り消し)

第 8 条 第 7 条の連絡から 1 週間以内に投稿者から返事がない場合は、市は掲載の取り消しができるものとする。

2 第 7 条の連絡後に第 6 条に該当することが判明した場合でも、市は掲載の取り消しができるものとする。

(投稿作品の取り扱い)

第 9 条 投稿作品の著作権は投稿者に帰属するが、使用权は市に無償で与えられたものとする。

2 投稿作品の掲載にあたり、必要に応じてトリミングなどの加工やコメントの編集ができるものとする。

3 投稿作品は原則、返却しない。

(投稿作品の申し込み)

第 10 条 投稿者は電子申込システムまたは「市報すいた『みんなのコレ見て』申込書」(様式第 1 号)と投稿作品を郵送にて提出する。

2 電子申込システムでの申し込みについて、ファイルの容量は 1MB 以上 10MB 以内。ファイル形式は JPG・JPEG・PNG 形式のものに限る。

3 郵送での申し込みについて、写真や絵葉書など平面作品そのものの送付のみ受け付ける。USB メモリーや SD カードなど記録媒体の送付は禁じる。

(その他)

第 11 条 掲載の有無については、吹田市に一任するものとする。

2 掲載決定にかかわる一切の問い合わせには対応しない。

3 投稿の申し込みにかかる費用は、投稿者の負担とする。なお、掲載時に謝礼は生じない。

4 市が投稿申し込み時に取得した個人情報、本目的以外には使用しない。ただし、採用となった場合、氏名(ペンネーム)を公表する。

(補則)

第 12 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は総務部広報課長が定めるものとする。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 22 日から施行する。